

趣意書

医師には、命と健康を守る働きが課せられている、すなわち、医師には、「いのち」とともに、人間的な意味を含む「健康」を守る使命があるものと言える。

世界保健機構(WHO:1989)は、「健康とは、身体的、精神的、社会的に完全に良い状態であり、単に病氣や虚弱がないことではない」とし、しかも「到達できる最高水準の健康を享受することとは、すべての人間の基本的人権の一つである」としている。この理念の下に、人々が平等に健康を享受し、良好に社会適応が達成される環境が作り出されなければならない。

その一つ、いのちや臓器を守ることを主眼に進められる急性期医療にあっても、すでに、人びとの生活技能や社会生活に影響する諸因子への関わりが求められる。正しく、リハビリテーションの対応が求められている。

一方、社会の現状を見ると、古くから医療領域のほか、社会・教育・職業領域でリハビリテーションが進められており、また平成十二年度の介護保険法施行以来、急速に「リハビリテーション」が地域に浸透しつつある。そこには、医師のリハビリテーション志向と実務への関わりが求められていることも明らかである。社会的要請を受けて、医師がリハビリテーション診療の専門性を高めるとともに、他職との協働によるリハビリテーション推進体制を構築することが緊要の課題となっている。

その現状に立つて、この度、「滋賀県のリハビリテーションを推進する医師の会」を設立し、リハビリテーションを推進するために必要な診療技能の向上、並びに、チームアプローチのための多職種連携構築に向けた取り組みを進めんとするものである。

平成二十一年四月吉日

滋賀県のリハビリテーションを推進する医師の会

发起人 猪飼 剛 今井晋二 植松潤浩 遠藤 紀 大塚信一 小鳥輝男

芝原吉孝 川上寿一 小河秀郎 小西常起 阪上芳男 坂口 昇

島田司巳 嶋村清志 下坂幸正 周防正史 田中成浩 中馬孝容

濱上 洋 藤原 誠 本多朋仁 松田昌之 山田恭造 山本和明

(アイウエオ順)